

秋田大学教養教育科目及び基礎教育科目の成績評価に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

学長裁定 157 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学教養教育科目及び基礎教育科目（以下「教養基礎教育科目」という。）の成績評価に関し必要な事項を定める。

(成績評価の判定)

第 2 条 成績評価は、試験及び平素の成績を総合して判定する。

2 成績評価の判定に際しては、あらかじめ授業計画書（シラバス）等で評価基準を学生に周知し、明示した基準に基づき厳正に判定する。

(試験)

第 3 条 試験は、筆記、レポート、口述等により実施する。

2 試験の実施に当たっては、あらかじめ日時を公示する。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。この場合の試験方法及び日時は、その授業科目の担当教員の定めるところによる。

(平素の成績)

第 4 条 平素の成績は、研究報告、随時行う小考査、学習状況等によって判定する。

(評点)

第 5 条 成績評価は、各授業科目につき 100 点をもって満点とする。

(単位修得の評点)

第 6 条 60 点以上の評点を得た授業科目については、所定の単位を修得したものとす。

(成績評価の表記)

第 7 条 成績評価の表記は、原則として、S、A、B、C、Dとし、その区分は次のとおりとする。

S 90 点以上 100 点以下

A 80 点以上 90 点未満

B 70 点以上 80 点未満

C 60 点以上 70 点未満

D 60 点未満

(不正行為の取扱い)

第 8 条 試験に際し不正行為を行った者については、当該学期に履修した全ての教養基礎教育科目について成績評価を判定しない。

2 前項の不正行為の認定の手順及び当該学生の処分については別途定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度 1 期開講科目から適用する。